

○経済産業省告示第百八十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月十一日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

<p>イヨヨ 「略」</p> <p>タ ハイチにおける平和等を脅かす行為等 に関与した者等として外務大臣が定める もの（国際連合安全保障理事会決議に基 づく資産凍結等の措置等の対象となるハ イチにおける平和等を脅かす行為等に関 与した者等を指定する件（令和四年外務 省告示第三百八十八号）で定めるものを いう。）</p> <p>二五 「略」</p> <p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>イヨヨ 「略」</p> <p>「新設」</p> <p>二五 「略」</p>
--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。